

## 業務運営に関する規程

秋田しんせい農業協同組合  
無 料 職 業 紹 介 所

### (目的)

第 1 条 秋田しんせい農業協同組合（以下、「当組合」という）は、組合員が農業の職業に対応した補助労働力を効率的に確保するため、事業を運営する無料職業紹介所（以下「紹介所」という）との間に規程を定め事業を円滑に運営することを目的とする。

### (求人)

#### 第 2 条

- ① 紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反し、賃金、労働時間等の雇用条件が不適切である場合はこの限りではない。
- ② 求人申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込むものとする。直接来所できない場合は、郵便、FAX又は電子メールで申し込むものとする。
- ③ 求人申し込みの際には、業務内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示しなければならない。

### (求職)

#### 第 3 条

- ① 紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合にはこの限りではない。
- ② 求職の申し込みは必ず本人が直接来所し、求職票により申し込むものとする。
- ③ 常に、日雇い又は臨時的な労働に従事することを希望する場合は、紹介所に特別の登録をしておき、本人申し出により求職申込みの手続きを省略するものとする。

### (紹介)

#### 第 4 条

- ① 求職者には、職業安定法第 2 条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に匹敵する職業に速やかに就くことができるよう努力するものとする。
- ② 求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努力するものとする。
- ③ 紹介所は、求職の方に、従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため書面の使用による明示が出来ない場合、あらかじめ書面の交付又は電子メールにて明示するものとする。

- ④ 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介所が紹介状を発行し、求職者が当該求人者へ持参する方法とする。
- ⑤ 求人、求職の申し込みについて、紹介所は責任をもって紹介の労をとらなければならない。
- ⑥ 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとり、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は求人者に紹介をしてはならない。

(その他)

#### 第5条

- ① 紹介所で取り扱う職種の範囲は当組合の組合員が行う農業の職業とする。
- ② 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業と連携を図り、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応するものとする。
- ③ 雇用関係が成立後、求人者、求職者は紹介所にその報告をしなければならない。また、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告しなければならない。
- ④ 紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱うものとする。
- ⑤ 紹介所は、求人者又は求職者に対し、その申し込みの受理・面接・指導・紹介等の業務につき、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合員等を理由として差別的な取り扱いをしないものとする。
- ⑥ 紹介所の取扱業務の範囲は、求人者は組合員に限る、求職者は国内、取扱職種は農業の職業とする。
- ⑦ 紹介所の業務に関する運営は職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営される当事業にかかる問い合わせは、紹介所担当者が受け付けるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。